

## VI 他の道府県内に境内建物を備える宗教法人等に係る所轄庁の変更手続

- 他の道府県内にも境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人に係る所轄庁は、法第5条第2項により文部科学大臣となります。

### 【宗教法人法】

(所轄庁)

第5条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

(注) 「境内建物を備える」とは、必ずしも境内建物の所有を意味するものでなく、貸借契約等に基づくものを含みます。ただし、一時的に建物を借用するようなものは除きます。

また、登記上境内建物であるか否かではなく、その建物が実際に宗教法人の用に供されているという機能・実態が伴うものであることが必要となります。

### 1 所轄庁の変更手続

**都知事を所轄庁とする宗教法人が、他の道府県内にも境内建物を備えた場合**

- (1) 当該法人は、他の道府県内にも境内建物を備えることとなった後、速やかに、法人の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、当該建物に関する全部事項証明書（登記簿）、契約書類（賃貸借契約書等）の写し及び当該施設の使用状況（宗教活動の実績等）を示す写真等の資料（※）を添付して、【様式例18～20】（38頁～40頁参照）により、都知事を經由して文部科学大臣あて届け出ます。  
※建物外観・礼拝施設の写真、儀式行事の写真、年間行事報告書等
- (2) 文部科学大臣は、上記届出の内容を確認したうえ、所轄庁の変更に関し、都知事を經由して、当該法人に通知します。

文部科学大臣所轄の宗教法人が他の道府県に境内建物を備えないこととなった場合、速やかに文部科学大臣が定める様式により、同大臣あて届け出ます。

## 2 境内建物に関する届出

### 【様式例 18 境内建物に関する届出〔東京都知事あて〕】

	年 月 日
東京都知事 殿	
住 所 (法人名ふりがな) 宗教法人 「 代表役員 法人番号	押印省略可 」
境内建物に関する届出	
当該宗教法人は、道府県内にも境内建物を備えたので、その旨の届出を文部科学大臣に回付願います。	

### 3 境内建物に関する届出〔文部科学大臣あて〕

#### 【様式例 19 境内建物に関する届出〔文部科学大臣あて〕】

	年	月	日
文 部 科 学 大 臣 殿			
住 所			
(法人名ふりがな)			
宗 教 法 人 「			
代 表 役 員			
法 人 番 号			

押印省略可

境内建物に関する届出

当該宗教法人は、他の道府県内に境内建物を備えたので、当該境内建物の概要及び関係資料を添えて、その旨お届けします。

## 4 境内建物の概要

### 【様式例 20 境内建物の概要】

住 所

宗教法人 「 」

### 境内建物の概要

- 1 境内建物の名称
- 2 所在地及び電話番号
- 3 管理者がいる場合、その者の氏名
- 4 面積
- 5 境内建物の使用状況